

議案第25号

三朝町農山村ふるさと基金条例の設定について
次のとおり三朝町農山村ふるさと基金条例を設定することについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成8年3月11日

三朝町長 安田 真一郎

平成8年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町農山村ふるさと基金条例

(設置)

第1条 三朝町における農山村地域の活性化のための事業(以下「ふるさと事業」という。)の安定的な推進に資するため、三朝町農山村ふるさと基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、ふるさと事業に必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項に規定する場合のほか基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、ふるさと事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。